平成27年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成27年11月16日（月）午後７時～９時

■場　所　　大阪府政策企画部青少年・地域安全室内　審議会室

■出席者　　角野委員、木村委員、草島委員、竹内委員（部会長）、手取委員、水嶋委員、矢橋委員

（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成２７年度第１回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、青少年課長からごあいさつを申し上げます。

青少年課長　本日は遅い時間帯にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は１１月６日の大阪府青少年健全育成審議会において設置が決まりました、「ネット社会における青少年の保護のあり方等に関する特別部会」の第１回目でございます。

６日の審議会の終了後、竹内部会長からのお話もありまして、特別部会の皆様方には、「ネット社会における青少年保護のあり方」に関する問題意識や検討課題などにつきまして、改めてご照会をさせて頂きました。ご多忙のところ、ご回答頂きまして、誠にありがとうございました。

その内容につきましては、お手元に配布しております、資料のとおりでございます。

本日のこの第１回目の会議ではお手元の資料をもとに各委員から問題提起あるいは今後の対策や課題などについてのご意見を幅広くお出しいただきまして、その後、竹内部会長を中心に、今後、部会で検討すべき論点の整理やこれからの進め方などにつきまして、ご議論をお願い出来ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　本日、ご出席の委員は８名中６名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料については、次第、審議会規則、審議会特別部会委員名簿、配席表、資料１及び資料２－１、２－２をお配りさせて頂いております。本日の出席の委員の皆様のご紹介は時間の都合上、お手元にお配りしております委員名簿および配席表で替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事を進行して参りたいと存じますが、この後の進行につきましては竹内部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

部会長　　よろしくお願いいたします。議事の都合上、２つ目の議事であります青少年健全育成条例の点検・検証についてまず審議を進めたいと存じます。それでは資料２の１、青少年健全育成条例の点検・検証について説明していただきたいと存じます。

事務局　　資料２の１をご覧ください。条例の条文で第２８条から第３１条に該当する部分を記載しております。第２８条で携帯電話事業者に対して青少年インターネット環境整備法では、青少年が使用する携帯電話を販売する時にはフィルタリングをつけて販売しないといけないという法律になっていまして、ただし青少年の保護者が「フィルタリングは必要ない」と申し出た場合は口頭でフィルタリングをつけずに販売する事ができることになっているので、大阪府の条例では、そこの部分で不十分だということで保護者が「フィルタリングは必要ない」と申し出た場合でも更にフィルタリングの説明やフィルタリングを利用しない場合の危険性の説明をして頂いて、それでも必要ないという場合はその理由と保護者の署名を取っていただくことになっています。保護者と事業者の義務を法律に少し補足したような形で規定しています。それに関しての取組み内容は、条例の規制を加えても、フィルタリング利用率が伸びない状況で、平成２５年７月大阪府知事と大阪府警察本部長の連名で文書による要請文を発出しております。その後、要請内容を遵守していただいているのかを立入調査をして、結果をフィードバックするため、年に１回又は２回、携帯事業者を集めて意見交換会を開催しております。取組み実績ですが、府民への条例周知のための啓発物品の配布や意見交換会、立入調査を実施しております。条例の点検・検証ということで、事務局からの論点としましては規制対象や説明内容などについてご議論頂きたいと考えております。第２９条では違反店舗への勧告や店舗の公表などを規定しております。第３０条では携帯業者への必要な調査で、このような取組み・規制項目が効果的であるのかということを調べるための調査について規定しており、取組み内容としては店頭におけるフィルタリングの利用状況についてアンケート調査を実施しています。実績としては、平成２４年度に実施した調査では、フィルタリングを利用すると答えていた人が４１．７パーセントです。その後、アンケート調査の回答の正確性が担保されていないため中止していましたが、本年度から再開する予定です。第３１条では、ネット利用に関する教育及び啓発活動の推進で、青少年がインターネット上の有害情報によって被害者や加害者にならないための教育や啓発活動を推進するように努めなければならないと規定しております。この条文にもとづいて大阪府では平成２６年度から文部科学省の委託事業を活用して大阪の子どもを守るネット対策事業を実施しております。主な取組みとして、子どもＯＳＡＫＡスマホサミットの開催やスマホ・ＳＮＳのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施、フィルタリングポスターの掲示などについて取り組んでおります。取組み実績は資料に記載してあるとおりです。論点としましては、このような取組み内容又は対象でよいのか、事業者との協力や他の機関との連携についてはどうかというような観点からご議論頂きたいと思います。資料２の２については、今回集中的に議論して頂く以外のものをまとめています。条例の規制項目、条例の目的・取組み内容を記載しております。後ほど、ご覧頂ければと思います。

部会長　　ありがとうございました。それでは、資料２の１から説明頂きましたけれども、各委員からご意見を伺いたいと思います。

委員　　　フィルタリングの利用率について、平成２４年度は４１.７パーセントですが、高いのか低いのかわからないのですが。

事務局　　評価は難しいですが、平成２４年度はガラケーが主流で、スマートフォンがまだ登場しておりませんでした。そうした状況での数字です。ガラゲーなので携帯電話会社の電話回線にフィルタリングをかけたら済むというような時代だったのです。スマートフォンになってからは無線ＬＡＮとかアプリとかいろいろなものにフィルタリングをかける必要が出てきています。

委員　　　本日、情報担当の先生に聞いてみたのですが、高校１年生のフィルタリングの利用の割合は２割ぐらいとのことでした。

部会長　　高校生で２割は高いと思います。他校でも高いところも結構あります。いろいろなところがあって、一応フィルタリングはかけているけれども、抜け道もたくさんあるみたいです。一時期とても議論になりましたが、今は整理されて全体的にかなり実効性のあるフィルタリングになってきているときいています。

委員　　　そうですね、来年の早い時期には内閣府の全国を対象にした調査結果の速報があるはずです。たぶん小学生、中学生、高校生のレベルで数字も出ると思います。去年の実績は今手元にありませんけれども、高校生のフィルタリング利用率は２０パーセントほどには低くなかったような気がします。

部会長　　どのレベルでフィルタリングをかけているかにもよります。店頭レベルでかけている場合と子どものレベルでかけている場合です。内閣府の調査結果は、少し高いように思います。

委員　　　内閣府の調査は子どもと保護者両方に対して聞いていたと思いますので実態は反映されていると思います。フィルタリングに関しましては先程話をされていた通り、例えば無線ＬＡＮとかいろいろ機能的な制約もありますが、本来フィルタリングが掛かるような健全ではないようなサイトには、例えば不正請求の入口とかが隠されていることが多い事もありますし、スマホの場合は操作しているうちに誤ってアクセスしてしまうようなケースも結構ありますので、セキュリティの面からもフィルタリングはこれからも必要なのかなと考えております。店頭でお申込み頂く時に、「ご利用の方はどなたですか？」と聞くわけですね、聞いて「この子です。」とか「子どもが中学生で使います。」と言われる場合もあるし、中には「とりあえず私が使うから。」ということで言われる場合もあります。それから、店頭でも先程条例の説明でありましたけれどもフィルタリングをつけるというのが使っていただくための条件で、法律や条例の趣旨ですので必ずつけて下さいというように奨めることになっています。奨めることの店頭での徹底については、全国に携帯電話の店は１万店くらいありまして、仮に１０人ずつ店員がいるとして約１０万人販売員が居る訳です。研修であるとかツールを拡充したりとか継続して取り組んでいますが１００パーセントそれを徹底させるというのはハードルが高い面もあるというのも正直なところです。また、利用者に聞いてフィルタリングを使わないという申告があった場合は必ず理由を伺うことになっています。例えば、職場で必要だとか、身体障害者の方でどうしても携帯使わないといけないとか、「親がきちんと管理する」などという無理もないという理由を各社で定型的に決め、それ以外の理由ではフィルタリングを不必要とは認めないルールになっています。実態的には「親がきちんと管理します。」という理由でフィルタリングを使わないというようなケースが殆どで、事業者としても悩ましいところです。それからショップといっても営業現場ですので、お客様に利用意志が無い場合の対応等は、当然ある程度の限界はあるということも認識していただきたいと思います。このような様々な限界をどのようにカバーしていくのか。それは、啓発であったり保護者あるいは家族でのお話し合いだったりとかにならざるを得ないのかなあと思います。このように販売現場でフィルタリングをつけるという場面においてもどうしても一定の限界があるということを申し上げたいと思います。それとフィルタリングの機能という点においても、スマートフォンになって無線ＬＡＮの問題であったり、アプリの面でも一定の限界があることもご確認頂きたいと思います。このようにスマートフォンになってから販売時での実態的な問題やフィルタリングの機能上の限界と言った問題を踏まえ、各社は啓発活動として携帯教室などの取り組みを積極的に行っているところですが、徹底にはまだまだ時間がかかるなあ、と言うのが正直なところです。

部会長　　今ネットで調べると平成２５年で高校生の男子でフィルタリングをかけている割合は５５パーセント、女子で５０パーセントかなり多いですね。大阪では２割くらいという答えが非常に多いですね。実際はどちらが正しいのか分からないですけれど。

委員　　　フィルタリングしなくても大丈夫だろうという認識の保護者は多く、法律で規制していない限りどちらでもよいのであれば、フィルタリングをしないと思う。

部会長　　世界的に見てフィルタリングの法律があるのは日本ぐらいで、法律的にも問題があると言われている。限界だと思う。啓発していくことは大事ですが難しいですよね。

委員　　　生徒本人と生徒を取り巻く環境を相乗効果で高めていくことが必要だと思う。

部会長　　子ども同士が考え、親同士が考えることは大切です。水際で販売店側の苦労もあるけれども一緒にやっていく環境を作らないといけない。そういうところで教育が必要なのでしょうね。

部会長　　子どもを守るためには、フィルタリングは絶対いると思います。有害情報を見せないようにしないといけない。

委員　　　携帯電話ショップでは説明しなければならないことが非常に多く、それぞれのお客様に相当の時間を頂戴しているのが実態です。何しろ今の携帯というのは多機能ですので、説明しないといけないことがたくさんあります。そのなかで、大切なフィルタリングの勧奨をいかに利用者の方に受け入れられやすく行うか、というのが現場での課題だと思います。

部会長　　ＤＳ（ゲーム機器）は元々フィルタリングが入っていて、解除するには費用がかかるようになっていると聞いています。将来的に大阪で試しにできればよいのですが。

委員　　　各社のオペレーションと言う点で、大阪だけというのは大変難しいように思います。ＤＳの例はよくいろいろな方々から話がありますが、ＤＳは対象が基本的には子どもが想定されていますので全部フィルタリングをかけてもそんなにハレーションは無いのですが、携帯電話の場合は当然大人も対象となりますのでそのハレーションは非常に大きくなる、と言った点もありますね。

委員　　　大前提として年齢設定が出来ればよいのですが。おもちゃでも何歳用とかありますよね。

委員　　　そういう端末も携帯電話事業者は提供しています。各社、いわゆるジュニア携帯とか、様々な機能制限端末などを提供しています。子ども達の中では子ども扱いされることへの抵抗感からか、カッコ悪いと感じる傾向もあるようです。

委員　　　携帯だけではなくて今の子どもは家でパソコンを使いますし、そこからまた情報を得たりしますね。

部会長　　フィルタリングなどの仕組みづくりや子どもたち自身での話し合いなど子どもたちの環境づくりには両方の側面で必要かなと思います。

委員　　　学校の教員の気持ちや考えをもっと高めていかないといけない。実際、あまり精通していない教員がいます。

部会長　　教員の理解は必要だと思いますね。フィルタリングは世界的に日本だけで、業界も非常によく取り組んでいると思います。だけど子どもを守るためには、やはりフィルタリングは必要ですね。青少年課でのフィルタリングの調査は店頭での調査ですか？

事務局　　店頭での調査です。

部会長　　立入調査も「今から立ち入りますよ。」と言って立入調査しているのですか。

事務局　　身分を明かして立入調査をしています。

委員　　　調査を実施していただくのは良いことだと思いますし、個人的には大切なことだと思います。ただ、やはり親の全ての認識が低いので、そこをどう啓発するかだと思います。親は本当に怖いと思ってないのですよ。自分の子どもは大丈夫だと思っている方も多いのです。だから啓発をしっかりしてほしいと思います。

委員　　　研修をやっても本当に来てほしい人は来ない。啓発の仕方を考えていかないといけない。

委員　　　例えば府立高校だったら入学のときに高校生活支援カードを配っているのです。その中では高校生活を始めるにあたって例えば「自分の将来について」とか「お友達関係がうまくいっていましたか？」という項目が記載されたカードがあるのです。その中にスマホに関する項目を盛り込むとか、「フィルタリングをつけていますか？」という項目を追加するとかね。学校の先生はその項目について指導しないといけないからさらにしんどくなるかもしれないが、書くだけでも全然違うかなと。明らかにスマホは社会問題と繋がっているので、啓発という意味でもそこで「見える化」するだけでも全然違ってくるのではないのかな。発達段階に応じて「見える化」して発信していかないといけないと思います。

部会長　　本当に見えるものとしてやっていかないといけないし、教育の部分もやらないといけない。事業者は事業者で調査をしないといけない部分もあり、フィルタリング率も上げていかないといけないと思いますが。そういう議論もやっていかないと。この件に関して他にどうでしょうか。

委員　　　１点だけ事業者として捕捉で申し上げたいのですが、少年犯罪の発生の直接的な原因が何なのか、と言う点については整理をする必要があるように感じています。確かにツールとしてスマホやインターネットがあって、スマホというのは多機能で、様々なサイトやアプリにアクセスができ、また、一時に大量のデータが広範囲に散布されるツールなので、何か問題が生じた場合には非常に被害が顕在化しやすいという面があるので非常に今ホットな話題になっています。それに対して事業者は、フィルタリングや啓発活動などいろいろ対応するべきだということは分かるのですが、ただ、様々な方とお話をしていると、なかにはスマホ自体が悪いとかフィルタリングさえ掛ければ問題が無くなるとかいう短絡的な方向で議論がされる傾向もあるように思います。スマホが今の子ども達にとっては必要であり、有効なツールとしてある種の幸せを与えているというプラスの面もありますし、最近の事例を見るとフィルタリングだけの問題でも無い問題で深刻な事態が生じたりしています。そのあたりのバランスを全体のなかでどうとるのかという観点も必要ではないかと思っています。

部会長　　石川県が小・中学生の携帯電話の所持を条例で禁止にしました。当時は、それでよかったのですが、現状は難しい状況です。所持禁止なので学校での指導は難しい。何かあっても、子どもも保護者も学校に相談できない。それだけでは駄目だと。だから使い方が大事だと思います。スマホが登場し新しい問題も確かにありますね。まだまだ議論が必要だと思いますけれど一旦切らせていただき、一つ目の議事であります「ネット社会における青少年保護問題のあり方」に移らせていただきます。それでは事務局からお願いします。

事務局　　資料１を説明させて頂きます。この資料は事前に各委員から「ネット社会における青少年の保護のあり方」について問題点や今後考えられる有効な対応策などについて回答をいただき、青少年や保護者の問題、事業者の問題、青少年や保護者、事業者共通の問題、その他の問題に分けて事務局で一覧表にまとめたものでございます。

部会長　　ありがとうございました。では資料１に記載されている内容の趣旨について、各委員にご説明お願いします。

委員　　　先程の議論の中で業者の役割も当然重要なのですが、最後は子どもの保護者がどう認識するかというところに至るのだろうなあと。先程の資料の中に大阪の子どもを守るネット対策事業（文科省委託事業）の取組み実績で①でＨ２６年度は６団体、２４０人の参加②でＨ２６年度は

２０団体、１，２２０人の受講と記載がありますが、この人たちはきっと問題意識があるのだろうと思いますが、それをどのように裾を広げていくのかという大きな課題があるのでしょうね。オンリースマホとは思ってないですので、とてもよく使われているから危険性が大変高いということはあるのですが、一方では子ども達の中にあるモラルの問題があると。もう１つは子どもに危険性を知らせる教育が必要であると思います。保護者がそれを不認識であるので、そういう時に何が出来るのか？ということを少し考えて、児童・生徒・青少年共通の問題点だと考えました。それと保護者もこの部分は不認識だろうと思っています。

新しいこととして何か出来ることはないのかと考えたとき、今やっていることをきっちりとやりきることが大事であると認識しています。先程委員から教員がこの事に関してあまり関与してないのではないかという話がありましたが、私もある府立高校の学校協議会に絡んでいるのですが、この問題をテーマに出した時、学校は基本的に年に一回くらい話をするだけだと聞きました。それよりもこの現実の問題を知らなかった。今後、何か転換していくような事は考えてないということを言われましたので、それならば学校を動かすしかないのではと考えました。

ある意味では、学校としては、その問題は家庭の問題だというような議論なのですが、日本の学校は教科指導だけではないですよね。アメリカのようにティーチングだけやるのと日本みたいにインストラクターのようになるのかどうかと考えたときに学校の果たす役割というのはとても大きいと思います。

先日、大阪府の中学生の生徒会サミットがありまして、テーマがネットのいじめを起こさないために大切なことは何かということでした。そのことを考えたとき、今、各市町村教育委員会がそれぞれの市の中の生徒会を引っ張ってきて府議会議場でやれることは何かないのかと、裾野を広げてよと。そのときに議員さんも協力していただくとか。

また、警察も犯罪防止教室があるのでこの問題をこれによって犯罪が生じている訳ですから警察もこれでもって動いてほしいと。学校と警察の学警連絡会がありますけれど、ＰＴＡは入らないのですかね？入っていればＰＴＡ対象の研修という事も可能なので出来るところから裾野を広げていくべきだと思います。高校の場合は情報と社会の授業がありますよね、当然小中も学校で情報教育をやっているので当然情報モラルについても指導するので、その時に入れないといけないし、合わせて法教育を絡めてほしいなと思います。

資料の最後ですが、結局のところは、子ども達のモラルの低下というよりも生活も心も荒れている。基本的な生活習慣がズタズタに崩れていると思います。これが小・中・高等学校とつながっていると思いますので、学校でトラブルが起きた時に安易にそれで発信してしまうということにつながるのでここのところを大阪府のこころの再生府民運動をしっかりやり直せということは思います。

委員　　　生徒はレベルアップしないといけないし、それを取り巻く環境が重要ですよね。学校、保護者、それから事業者の方々が全て生徒にベクトルを向けてお互い出来ることをしっかりやっていくことが大事なのかなと思っています。そういった環境整備のハード面ともうひとつは生徒のソフト面ですよね。

　スマホだけに限らず道徳教育の必要性を感じています。この道徳教育も高校からではなくて小学校からの積み重ねで発達段階に応じた環境のステップアップ、それから本人のステップアップが必要なのかなあと思っています。このことについては先ほども申しましたが教員の意識ですね、危機意識をしっかり持ってもらうということですね。今、高校現場でも生徒向けに講習とか総合の時間を使ってしているのですが、教員も勉強になったと聞いています。実際のレベル的なこともあるので、教員で１時間いろんな話題で子どもらにも考えさせて双方向で考えるようなことをやったら教員もスキルアップするし生徒も上がっていくだろうと思います。

委員　　　子育てのリスクマネジメントの観点から親御さんには小さいときからいろいろな事を啓発していかなければならないだろうなと思っている。今の親御さんは横の連携とかがあまりとれていないご家庭が多かったりしますので情報の共有ができていないから大変だなと思います。そしてもう一つは、携帯電話に振り回されているという環境があるのですね。親子でルールづくりができていないのですよ。「夜何時ごろまでラインをやっているの。」と聞くと夜１時２時までやっていると。すると夜行性がひどくなって朝起きられない。小さい子どもからしてそうなので、親子でルールづくりをする方法も伝授してあげないといけない。だから携帯電話を渡す前に、親子でこういうことをしましょうというリーフレットのようなものを提供してあげてほしいなと思います。学校ではルールの事を徹底している。もう一つは、外出を何時以降ダメとかいうのですが、結局受け入れてくれるところが外にあるのですね。今の子は親に相手にされなくても、携帯やネットで相手が見つかれば、コンビニなどに出て行きます。その辺のことも誰が見てもおかしいとお互いがわかるようにしないといけない。

子ども用のコマーシャルですが、企業さんは社会全体に警鐘を鳴らすコマーシャルを作っていただきたいなと思います。とにかくひとり親家庭はとくに連絡が取れなかったら不安に思うので携帯重視型になってしまうのですね。サポートしてあげられるようなツールを作ってあげてほしいなと思います。教材などいろいろ形はありますが。販売店さんはビジネスですからまず売ることを最初に考えられると思います。本来は、学校や家庭のルールが必要だと思うのですが、サンプルがないのです。親子で一から考えることはできないと思いますので、ガイドラインみたいにこのようにすると事故は防ぐことはできますよということを学校とみんなで作ってあげる、また、情報番組とかで取り上げてもらいたいなと思います。

委員　　　親目線で子どもの問題としてみたときに、基本的にスマホという道具が子どもの手には余る機械であって、それを何らかの規制なり制約をかけながら子どもたちに一人歩きしていけるように育てないといけないなという意識はあります。子どもの様子を見ていると長時間、休みの日はほとんど１日中携帯をさわっていたりして、他にすることがあるのに何もそれに手がつかないということが多々ありますのでそういう子ども達から取り上げるような対策なり、手が離れるような対策が必要かなと思います。それから子ども達同士の中でもすぐに返事を返さないといけないということがプレッシャーになっているようで、そのあたりも少しカバーしないと子ども達に任せておくと十分な対策にならないのではないかなと思います。それから、ネットいじめでは、子どもの声が一人歩きしていたり、個人情報などが勝手に使われていることもありますので、このあたりは、保護者、学校を含めて人権教育の視点からも対策が必要で、そのためには何らかの教材、ロールプレイングやネット教材を含めて学校や家庭のなかで考えていくきっかけとなるような教材がいるのではないかと考えます。コミュニケーションの問題として、会えば話が通じるところが、たくさん誤解を生んでいるという話がありますが、このあたりのコミュニケーショントレーニングとか相手に対する配慮をどのようにしていくのか。そのあたりの相互関係を尊重するという考え方をどのように作っていくのか。その上でネットという特性を踏まえてそこではどうなのかということをコミュニケーションの能力の問題として考えてプログラム化していけないか。プログラムで育てることはできないか。それから、子どもたちが犯罪に巻き込まれることが、啓発的なパンフレットを使いながらカバーしていけないのかと考えております。

委員　　　ネット依存により、夜遅くまでスマホやパソコンをしていて、朝早く起きれない状況が悲惨であると思います。ネット依存予防の啓発をしていかないといけないということがあります。あとはＬＩＮＥですね。ほとんどの子どもがＬＩＮＥをやっていて、昔だったら電話で話をしていたことが、今はＬＩＮＥ上で会話が成り立っている。仲のよい子ども達でグループを作ったりしていて、そこでやり取りしていたら、ちょっとした行き違いでいじめに繋がったりすることも実際にあるということなので、そのあたりは、家庭や学校できちんとした啓発をしていかないといけないのかなと考えています。あと出会い系等の有害情報で、そういうことを利用して犯罪に巻き込まれたりしていることが新聞等で報じられていますし、そういうところにフィルタリングをしっかりしていかないといけない。写真や動画をアップし問題になるということも、よくネットにアップされています。例えば、コンビニの冷蔵庫に入っている写真がアップされて店がつぶれてしまう事件があって、実際、竹内先生の講演の話をお聞きしたら大変な金額が請求されて、その家庭がつぶれてしまうような、そういうことを子ども達はわかっていないから面白い、アップしてしまえということになるので、地道に啓発していくしかないのかなと思います。ただ、保護者にどのようにして啓発していくのかが大変難しくて、興味のある方は研修などに聞きに来るし、そんなことはどうでもいいと思っている人は、まったく興味を示さないし、そのような方に関しても周知していかないといけない。

委員　　　フィルタリングの有用性と限界ということですが、先ほどの話からもフィルタリングは有用なものなので、保護者の方を含めて、フィルタリングの有用性を認識してぜひ使っていただきたい。ただ、一方でフィルタリングさえすれば安心かといえば、決してそういうことではないということも認識していただきたい。そこではやはり関係機関が連携した啓発活動が必要であろうと思います。スマホやＬＩＮＥ等のＳＮＳの潜在的な危険性に関する啓発や適切な利用方法に関する啓発は今後一層必要になると思います。それから残念ながら、啓発が、本来こういう人たちに必要だという人たちになかなか届いていかない。事業者でもいろんな教室などを実施しているが、来る方は安心ですが、来ていただかない方に一番必要なんじゃないかとも感じています。

部会長　　ありがとうございます。今、６名の委員から意見をいただきまして、重要だなというところをたたき台で、①子ども・保護者、②法整備・事業者、③見守り、相談体制、④その他の４つの観点でまとめてみました。まず一つは、子ども・保護者に関して、学校の授業、そのあたりから広げていったらどうか、生徒会サミットでネットについて話し合って、議員さんとか警察、それから学警連絡会と保護者とか、とにかく連携が必要だと。まず既存のものを使っていこう。それから環境整備、特に、保護者、学校、事業者それぞれが力を合わせて、小学校からのネット問題を含めた道徳教育が必要だ。とくにそのためには、教員ができる授業を提案していかないといけない。あとテレビＣＭ、親しみやすいタレントで、あと年齢に応じた事例集やロールプレイング、コミュニケーショントレーニング、地道な啓発。まず子ども、保護者に特化した話で、ご意見を十分出し合って、そのうえで、方向性を出していければと思っています。自由なご議論をお願いします。

委員　　　学校の教育は大きいと思いますが、どうしても何か対策的で抑え込むみたいなところになっていて大変心が痛い。当然指導者もいろんなノウハウを身につけてプログラムを作っているが、ネガティブな芯をだしながら防止教育のようになっていくと今後先どうなるのかということを考えたとき、奈良県の市立一条高校ではスマホを授業で活用している。その発想は平成２３年ぐらいに、府立柴島高校でも試験的にやっています。どちらかというと一方で抑え込むだけでは、おそらくもたない部分がでてくるので、タブレットを使って授業をやるとかね。授業の中で、情報というのはこのように収集して、処理はこうするんだと、情報の編集はこうしていこうと、自分の表現はこうしていこうと、そういうことを通じて指導していくような時期が来ているのかなと。だから一条高校では来年からかなり進むのであろうというふうに。一方で積極的な方向の議論もあった方がいいなあと思います。

部会長　　「使わすな」というネガティブなことだけでは無理ですよね。賢く使う。だけど怖がらさないといけない。その発想でしょうね。禁止とか。フィルタリングもいるけれども、それだけではだめ。

委員　　　私立高校の場合は、割とタブレットを個人で持っていたりしますが、公立高校の場合、中学校も含めて、一人一人がタブレットを使える状況ではないので、その時にスマホなどを代用しながら使うということを考えた方が良いと思いますね。一方で学校自体がスマホを持ってきてはいけないとか、携帯電話に対する否定をしている中で教育しようということには無理があると思うので、どう使って行くのかということを学校の中で考えていく必要があると考えます。

部会長　　関東の私学協会の研修で話があったのですが、一部の学校は携帯電話の持ち込みを禁止していると。だけど皆持ってきている。最近では、授業でのスマホ利用を検討しだしている学校もありますが、禁止だから難しいということでした。禁止になっているから授業の中でも啓発することができない。理事長は割とご年配の方が多いから、変えられないというのですよ。そのあたりでどう実をとるかですよね。

委員　　　学校間で格差があると思います。当校のサッカー部で指導者はどうしているかというと、毎日レッスンが終わった後で、監督とか指導者にレポートを書かしている。それもスマホ・ＬＩＮＥでやり取りしているのですよ。そしたら今度は逆に、先生とやり取りしていたら、生徒もスマホを使って変な事が出来なくなるのですよ。それも良いなあって。それこそ変な事をしたら、新聞や雑誌に掲載されたりして大変な事になりますけれど。先生もその辺はコントロールしていくのでしょう。スマホを前向きに使ってコントロールする、それもよいことだなと思います。

部会長　　これはある公立高校の話ですが、「子どもがＬＩＮＥでいじめられた」と訴えられたのですね。内容をみると、その中に先生がいる。先生が居たのにも関わらず指導しなかった。これはどういうことだとなって指導責任が問われる。このような事例が広がったので、先生は絶対生徒と

ＬＩＮＥをするな、と。公立は先生と生徒同士のメールやＬＩＮＥでのやり取りを廃止しているところがかなり多いのですよね。

部会長　　全国的に禁止している自治体はかなり多い。文書で出しているところも多いのではないですか？担任がいるところで、いじめがあったら責任問題です。でも連絡等には、非常に便利ですよ。

委員　　　どっちにしても「やったらいけない」という抑え込みは限界を感じています。結局、スマホが無いと生活は成り立たなくなってきている。これから生きていくのにスマホは欠かせないものになる訳だから、共存していく中できちんと啓発をしてルールを作ってというのが実効的な気もしますね。抑え込んだとしても将来使う訳ですから。生きる力としてのツールという形の方が教員も指導に入りやすい気はしますね。

委員　　　今、府は学校にスマホを持ち込んでもＯＫなのですよね。今までは、中学校ではスマホ持ち込みは禁止だったのですね。もうそんな時代ではないと。それはもう止めたのではなかったのですか？

教育委員会　禁止です。高校では原則校内使用禁止です。

部会長　　原則禁止で、学校によっては使用禁止というところもあります。割と認めているところが実態としては多い。

委員　　　実際、持ち込み禁止ではなく、授業中なんかで使用は禁止とするなど、ルールを定めている学校があります。

部会長　　実態的には大阪の高校は使用禁止が多いですが、九州の高校は、携帯電話は持ち込み禁止が多いようです。そのためか、九州の先生は、学校で携帯電話のことを指導するのが遅れた、と指摘する人もいます。だからトラブルが多発している、という人までいます。持ち込ませてスマホが見えているから注意もできるのかなという気もします。

委員　　　防災という観点から考えたとき、大切な時に何にも連絡ツールがないというのは、何のために持っているか分からないと思いますね。

部会長　　今、ネットで調べたのですが、今年の１月１４日に埼玉県では、生徒とＬＩＮＥのやり取りが禁止されました。毎日新聞が調べたところ全国的な傾向のようです。背景としては、ＬＩＮＥ等でのやりとりで、先生と生徒のセクハラ等の問題が起きていることがあるようです。

部会長　　関東のある県では、一度禁止してしまうと、禁止を解いた時に誰がやめたのかという話になるから禁止するのは難しいという声もありますね。その辺りが難しいところで。実態としてやっているところも。

委員　　　持ってきてもいい、だけではなくて必ずそこにはルールを付けて。校内ルールをね。きちんとできるように。野放し状態ではなくて。

委員　　　授業中に使わないとか細かい取り決めをして、もし使っているとこうしますという、罰則規定も作っています。その方がお互いにスムーズですよね。

委員　　　何回も注意されていたら保護者を呼んで一旦預かって保護者に返すと。一応ハードルは作っている。

委員　　　学校によっては、退学指導もあります。

部会長　　私学はそれが出来るし、公立もそれが出来るのですよね。最終的に退学という手段も。公立の小中学校ではそれができない。

委員　　　バランスが悪いのは、例えば、大阪市は塾代補助をして、塾に行くよう勧めていると聞いていますが、そのときは携帯電話を持っていないと危ないですよね。一方では携帯が必要なことを言っておきながら、もう一方では携帯を使うなって言うのは非常にアンバランスだなって思うんですよね。

部会長　　公衆電話もないしね。だからそういう意味では大阪では小中高持ち込み原則禁止、その中で利活用も含めて賢い使い方も教えていかないといけない。奈良の一条高校は携帯持ち込みをして授業をしていく。参考にしていこうと。一方で持ち込み禁止の状況ではなかなか難しいですよね。

委員　　　今は、スマホ用の教材をたくさん売りにきますよね。その業者の数が大変多いのです。

部会長　　スマホを使っているから利活用しようと。うちの学生が実際に使ってみて、その感想を聞くと実際に良さそうだと言いますけれど、やっている間にＬＩＮＥが来たら答えないといけないから、結局一緒だったっていうのが“落ち”ですけれど。全部シャットアウトして、それだけということで使えば、良い使い方が出来るとは思いますけれどもね。大体、この辺りはこれで宜しいでしょうか？結局まとめていくと、既存の生徒会のサミットとか活用しながら色んな大人が連携して小さいときからできる、小学校くらいからの啓発が必要なのだろうなあという。小学校ですか、中学校ですか？

委員　　　この前先生の講演で参加出来なかったのですが、早い子でスマホは小学校３年生くらいから持ち出すとお話されていましたね。結局、道徳教育っていうのは、スマホだけに限らず、いろんな人権意識を持たせる。誹謗中傷、個人名を公に晒すとかね。色んな事につながっていくと思うので、スマホを持ち始める小学校３年生くらいから発達段階に応じてやって頂いたらいいのかな。

部会長　　寝屋川の子ども達が集まってサミットを行ったんですね。小・中学生では半分くらい、高校生ではほぼ全員持っていて、小３で一回目のピークがきてる。親がスマホを使いこなしているから親が買い与えた携帯電話２世だと理解したのですけれども。他の地域で調べても同じようなデータです。ついこの前、他の地域で調べたら今度は小４が一番多いのです。1年たっているのですね。来年、小５が増えてくる。この前の事件を受けて寝屋川の子ども達が集まって話し合いをしたのですが、中学生になったらスマホを持つけど、自分達はもう反抗期なんだと。親の言う事は聞かないから小学生くらいから教えないといけないと。何年生くらいからそういう教材が必要ですかね。どう思いますか？

委員　　　教員の教材ですか？親の教材ですか？

部会長　　教員が出来る授業提案、道徳というのはやはり生徒対象でしょうね。

委員　　　保護者も必要ですね、入口部分で保護者と生徒の両方で必要だと思います。

委員　　　あまり難しい文書は、保護者は読まないので、これが危険ですよ、だからこれしときなさいよ、ということは携帯電話を買い与える前に読んでもらいたいですよね。

委員　　　小学校３年生で生活科から総合的な学習に入り、パソコンを触り始めますのでやるんだったらその時期だろうと思いますね。

委員　　　今の子ども達が大きくなった時に、それが当たり前になるように。今の大人に教育しようと思ってもなかなか追いつかないので、今の子どもたちが大人になる前にどれだけ分かってもらえるかと。

部会長　　小３くらいから、その保護者を対象にした教材は急務だなと。それの地道な啓発と。それからテレビＣＭにお金かけるっていうのはどうですか？

委員　　　限られた費用の中での他の施策とのバランスから、厳しいですね。

委員　　　業界から発信というのは難しいと思うのですよね。広報的なものってあるじゃないですか。公共広告機構（現在のＡＣジャパン）とか・・・・。

部会長　　それを大阪の子ども達が作ったらいいじゃないですか。

委員　　　ＡＣジャパンは確か社会的に意義のあるテーマについては公募もしているので、お調べになれば良いと思います。先日、ＪＲ東日本と携帯電話事業者が共同でキャンペーンを行った、「歩きスマホ」の防止キャンペーンについても、別の第三者がＡＣの公募に応募して、深夜帯とかに放映されたと聞いています。

委員　　　いけないという共通意識をもたないといけないと思うのですよ。夜中でもよいのですよ。流してもらったら。危ないことが理解できる。

部会長　　ここはなかなか難しい、お金もいることなので。そういう思いはどこかで持っていると、テレビ局も一緒にこのメンバーに入って貰ったらいい。

委員　　　昔、大阪の中学校が荒れているとき、ちょうど不登校が増え始めた時に、辰吉丈一郎をポスターに使ったらものすごく反響があって。一気に暴力行為の件数が下がりました。子ども達にメッセージがいるのですよね。一時、教育相談でいじめとか自殺とか寝屋川のときだったかな。教育相談の時、使ったのがサッカーの宮本恒靖。彼は教育相談のカードでね。これも反響が大きかったようです。

部会長　　次に法整備。前回、委員から条例云々ではないなあという話がありましたが。例えば、今日のご意見のなかでＬＩＮＥの夜の使用は規制した方が良いのではないかとか。現場でのフィルタリングをどれだけやるか、でも限界はあるとか。例えば夜の使用を夜９時までにしたらどうかっていうのもありました。私は、いろんな地域で関わっているのですが、夜９時まで決めた岡山県に関わっていますが、反響が多いです。この辺について少しご意見をお願いします。

委員　　　現場としては、こういう取決め、ルールがあるのは大変後押しになるのです。

委員　　　夜の見守り隊が、夜に子どもが外出していたら条例で決まっているから帰らないといけないよと言いやすい。何もなかったら何で帰らないといけないのといわれる。

部会長　　愛知県刈谷市が夜９時ルールを校長会とＰＴＡで決定したのですね。これに深く関わっていますが、興味深かったのは夜９時ルールを生徒達はどう思っているのかということです。中学生の賛成は３割しかいないのですよ。でもその３割はやめようと言いやすくなったので大賛成なのです。中１では賛成がとても多いのですね。みんな反対だと思っていたら中１はやめるきっかけになると言っていた。だけど中３で３割しか賛成しないルールを課すというのもどうかと思いますよね。寝屋川の子ども達に聞くと、時間の問題ではないとのことだった。

委員　　　塾に行っている子どもは塾から帰ってきたら１０時になる子もいると思う。

部会長　　結局、大阪の子どもは自分達でルールを決めようというルールにしました。目安は示した方が良いのではないかと私は言ったのですがその辺りはどうですか？

委員　　　１年生の時から９時って教えていたら３年生になって９時なんかなって思いますよね。３年生でいきなり９時は無理だと思います。

部会長　　話し合いをして親子の中で時間を考えてって、そのあたりかな。大阪では夜９時にすると大変なことになるでしょうね。

委員　　　大阪府のホームページに掲載されていたと思うのですが、家庭内のルールを親御さんは作っていますというのが７９パーセント、ルールがあると答えた子どもが３割か４割なのですね。親が作っても子どもがその意識がないのですよ。完全に一方通行状態になっているわけですね。公に８時だったら８時、９時だったら９時とルールを決めてあげる方が良いと思います。

部会長　　　そうなると青少年課ではできないね。府教委に汗かいて貰わないと、少し大変でしょう。

教育委員会　いろんなハレーションが起きると思います。

教育委員会　定時制高校もあります。９時ではまだ授業はやっていますので。ハレーションが起きるのかなと。

部会長　　でもないと指導できないよね。子どもらに寝屋川の話やないけれど、時間決めるのを決まりにするということをね。自分らで考えることになると思う。でもそれだと指導しにくいですよね。学校現場に居たらよく分かるのですけれども。ハレーション起きるよね。でもあった方がいいよね。

委員　　　何やってもハレーションは起きると思うのですよ。だけど、世の中っていうのはこういうことを考えておかないと怖い目にあうよっていうことは大雑把に言ってあげないといけない。それは一つの目安であって、例えば夜間の学校であるとか、そういう特別な事情がある場合はこういうことやと。

委員　　　親の低年齢化というのも一方であって、若い親御さんの中には子育てに苦労されている方も多く、自分たちもルーズな生活になってしまったり、厳しい環境の中での子育てで、子どもたちに言えないこともたくさんある。情報を提供したり、サポートする必要があると思います。子どもの高い携帯電話代を必死になって払っているとか、携帯電話代の為にアルバイトをしている子どもが結構いますよ。

委員　　　発達段階に応じたものができれば。定時制もあるわけやから。

部会長　　まず低年齢から啓発していきましょうか？まずはできるところから。将来的には中学校や高校にまで広げていくという。目安としてはあってもいいのかなと私は思っているのですがその辺りは今後また議論していきましょう。

委員　　　外出禁止って９時でしょう。定時制の子ども達はどのようになっているのですか。

事務局　　大阪府の場合、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、１６歳未満は夜の８時で

１６、１７歳は夜１１時です。保護者の外出させない努力義務です。青少年健全育成条例のなかで規定しています。

部会長　　今ある条例の中で出来ることをとりあえずやっていくけれども、今日の議論の方向性としては小学生ぐらいからそういうことを意識する。道徳を決めて考えさせてルール作りをしていかないといけないな、くらいの方向性が見えたというところですかね。

部会長　　次は見守り・相談体制ですが、府教委も相談体制を持っているところがあると思いますが。教育センターとか。連携してやっていけばいいと思うのですが。それから家庭でのルール作り支援リーフレットはよいですよね？

委員　　　例えば携帯電話を購入する前に読む本とかですね。約束事を作りましょうというリーフレットです。別に携帯だけではないのですが子育てのルール作りは、結局家族会議しますよといいますが、していないのです。しなければならないというものではなくてこういうルール作りしていきましょうと。携帯電話を子どもに手渡す前に読むリーフレットを作って欲しい。

部会長　　まずは小学生からですね。

委員　　　パンフレットというか文字ベースのものがよいのかどうか、保護者に対しても子どもに対しても読んでくれるものがよいのでは。出し方があるのかなと、コマーシャルもそうですけど。

部会長　　パンフレットを渡しても捨てられると言っていましたけど実際にそうです。辰吉丈一郎くらいのインパクトがないと捨てられる。どのようにすれば保護者は確実に見てくれて、聞いてくれるのでしょうか。私もよく中学校で保護者集会とかを開催しましたが、一番来て欲しい保護者が来ないのですよ。いつだったら保護者は確実に来てくれるのでしょうか。

委員　　　高校は合格発表の後の合格者集会は来ますね。入学式は少し下がる。入学式の親の参加率は学校によって様々ですが。

部会長　　入学式とかそういう場面で使えるパワーポイント資料、短い動画とか、そういうのがあればよいのかな。どう思いますか？

委員　　　入学式の後も保護者が残って話を聞いたりするので時間的に難しい。

委員　　　学校の現場では生徒の携帯の問題だけではないのです。最近では通学時に生徒たちのマナー違反があれば、携帯から写真にとって送信して忠告してくれる人が多くなりました。色んな問題が発生しているので色んな事を言わないといけないので、それは今まで結構やっています。

部会長　　そういう問題ではないのですね。小学生が携帯電話を持つ前に「これだけ見ような」っていう支援リーフレットみたいな授業でも活用できる教材が必要なのかなと。

委員　　　親御さんも「それはちゃんと読んでおいて下さいね」って言って渡して頂いたら。

委員　　　子どもが授業を聞いて子どもから親に発信をする、というのはどうでしょうか。

部会長　　子どもに教えて家に持って帰って、それを親に教える。それいいですよね。

委員　　　相談体制ですが、例えば教育センターの相談機能はあるけれどもネットのトラブルとかそう相談はおそらく無理だと思います。どちらかというと教育センターは初任者研修です。２，０００人くらいは採用している訳だから皆スマホは知っていますからね。そこで徹底的に指導していけば彼らは十分ＬＩＮＥをしんどいと思っている先生がたくさんいますからね。そこで入れていくっていうのが一番だと思います。

部会長　　京都府が警察と京都市で相談窓口を作っていましてね。府でもスマホに特化した相談をやったらどうか打診したらそれは難しいということでした。常勤何人も置いているのでお金もかかりますしね。それで、府に既存で出来るところはないか調べていただいたら同じようなのは教育センターくらいしか見当たらなかったのです。

事務局　　教育センターでは、すこやか教育相談を実施していて、メールや電話で相談を受け付けている。ネットトラブルっていう内容ではないけれどもネット上のいじめなどを取り扱っていると聞いています。

委員　　　そこは基本的には臨床心理士なので、スクールカウンセラーが対応しており、２４時間電話相談は、６時以降は外部の団体で対応しているからどちらかというとこのトラブルに対応するのは難しいと聞いています。

委員　　　教育センターにそれだけの機能があるかって考えたときに恐らく突っ込んだ話は相手に言えない。解決までは出来ないからあくまでもスクールカウンセラーで聞きとめて、というところから最終的に自己解決というところに持っていく。相談を受けてアドバイスをするという話にはならないと私は思っています。

部会長　　それでもどこかで大阪府の子どもが迷った時に相談できるところがないと困りますよね。教員もどこに相談したらよいのか悩みますよね。その辺りを少し整理していかないと。本当は予算をとって何か作ることができれば良いとは思うけれど、なかなか難しいですよね。

委員　　　こういうネットトラブルの機能を教育相談の中に持ち込むことになったときに、それに対応できる専門家が必要になると思います。例えば２４時間電話相談のＮＰＯでは恐らく対応しきれないのではないのかなと思いますね。

部会長　　それが大阪の大問題で、近隣のところは相談を受けたら全部警察で対応しているところもあります。例えば１８８かけたら最寄りの消費者センターにつながるのですがあまり知られていないですよ。ネット問題、金の問題とか、スマホ問題の犯罪系はどこ、とか切り分けだけでも出来たらかなりちがいますよね。確認できたのは教育センターではないということです。それではどこかっていうと事例ごとに切り分ける。また、♯９１１０にかけたら警察の相談窓口、最寄りの警察につながります。

府警本部　本部の相談窓口ですね。

部会長　　本部からサイバーへつながるのですか。

府警本部　直接はつながらないです。

部会長　　警察庁で先日話をしたときには♯９１１０を教えてもらいました。そこでもネット問題はなかなか難しいと言っていました。

府警本部　なかなか専門家はいない。

部会長　　私がするといっても私一人しかいないので。業界的にはそういう相談窓口って何かあります？

委員　　　そうですね。あまり個別の問題に対応するのはないですね。

部会長　　ネットでは、インターネットホットラインセンターがありますね。

事務局　　インターネットホットラインセンターは違法情報や有害情報の通報だけで

相談はしていません。

部会長　　困った時に大阪の子どもが相談できるような場所があればよいのですが。

委員　　　「いじめ」と言った問題でしょうか。

部会長　　いじめだったらいじめで対応出来ますよね。どういうケースですかね。

委員　　　いじめが発生した場合は教育センターの相談室が対応できるのですが、ネットがからんでややこしい話になっている場合は別だと思います。どう解決していくかっていうのは教育センターの中にはないです。

部会長　　その時に教育センターがどこかと連携する場所があれば非常に力強い。警察は難しいですよね。法的な知識になるとね。

府警本部　個別にはそれぞれの警察署に相談していただければ、担当者が分からない場合でもサイバーの専門家に聞いたりしていますので。

部会長　　何らかの形で警察につながるとそこからサイバーの専門家につないでいただけると。

府警本部　もちろん相談したりしています。

部会長　　そのようなことは意外と知りませんよね。その辺を切り分けるだけでちがうと思います。先ほど「見える化」という話がありましたけれども見える形にすると非常に良いのかなと。大体こんな感じで宜しいでしょうか？最後にこれは保護者への周知が必要ということですが、もっともなことでこのあたりをクリアしていくためには低年齢化からの取り組みが必要だということですね。

委員　　　実際は子どもだけが危険なのではなく、大人も危険なのですよね。その時代の流れを大人にも知らせなければならない。大人が理解しなければ子どもが危険だというように思わないのですよ。例えば海外とか高校になったら研修へ行くところがあるのですが、間違って高額な請求が届いたりするのですよ。失敗例から学ぶとかね。それは大人も子供も一緒だと思うので。

部会長　　この前、教えていただいて驚いたのですけれども（画面を見せて）これね、ヤフーの偽画面なのです。どこで偽物か分かるのかというとこのURLが○○となっています。ここを見ないと分からないのですよ。偽画面なんて気づかない。大人でも騙されることがあるという一つの例です。これ、気づかないでしょう？研修では本物と偽物を並べて「これとこれどっちが本物でしょう」って言っても皆分からないのですね。私も騙されそうになりました。大人も危険なので大人もその辺の事を考えておかないといけないでしょうね。ヤフー偽画像っていうのを入れるとね。これも偽画像です。これ完全に偽画像らしいのですよ。全く分からないでしょう。事業者だけの努力じゃ不十分だし、大人も自衛手段というかパソコンには必ずフィルタリングを入れていますよね、フィルタリングっていうかなんでしたっけ、ソフト・・・ウイルスバスターとかね。スマホも入れないといけないという意識も私らも持たないといけない。日本の問題としてやっていったらよいのではと私も思います。

委員　　　ホームページかなんかそういうところにそういうバナーを張って「大人も子ども危ないよ」っていうような発信はできないのでしょうか。

部会長　　大阪のみんなで考えて、これだけ危険だということをまず小学生で勿論やるけれども、何かの形で中学生、高校生にもやりたいですよね。色んなハレーション起きても。一番火急なことは何なのかなと、そこまで今日は、時間の都合上踏み込めませんでしたが、一応そんな形でいったん終わろうと思います。

部会長　　あと、青少年健全育成条例の点検・検証のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局　　その前に今日いろいろ議論頂きました資料２の１につきましては今日頂いた意見を反映したものを取りまとめまして、また後程確認いただくために送付させて頂きます。また追記等ありましたら言っていただきたいと思います。次回２回目の時にとりまとめたものをお渡ししますので、今後の対応も含めて各委員の方から議論をお願いしたいと思っております。最終的には第３回の特別部会で今後の対応等についてまとめて頂ければと考えております。

今、竹内部会長からお話ありました資料２の２の第２８条から第３１条以外の規制条項につきましては、第２回までに事務局から論点等を追記したものをお示ししたいと思います。この部分につきましては第３回の特別部会までに一定の論点整理まで実施したいと考えております。この資料２の２のパーツにつきましては、来期以降の審議会において整理できた論点について継続的に審議をお願いしたいと考えております。

部会長　　青少年健全育成条例の点検・検証は大きな問題だとは思うのですが、丁寧に議論していくテーマだと考えておりますのでまず論点整理からということで宜しいでしょうか。宜しくお願いいたします。

部会長　　今日は活発なご意見を多数頂きまして、非常に私も皆さんの熱い思いを感じましたし、大阪の子どもを守るためにどうすればよいのか。ただ大きなハレーションを起こすのはやはり難しいです。けれどもある程度は踏み込んでいかないといけない。そのあたりを今後考えていかないといけないなと思います。今まではこの種の問題は誰か犯人捜しをして、保護者が悪いとか携帯電話会社が悪いと言ったりしていたのですが、それでは駄目で大人が手を組んでやっていかなければならない時代だなと私は痛感しました。そういう意味ではやはり、小学生、子ども達から順番にやっていこうという意識を共有出来たのは良かったと思います。そのあたりを中心に考えていきたいなと感じます。次回開催します特別部会で検討するための資料は、私と事務局の方で調整させていただきますので宜しくお願いします。それと、来月の１２月１３日に大阪スマホサミットがありまして、そこで大人と子どもが集まって議論をして子ども達自身で啓発動画をつくります。　やはり兵庫の学生なので最終的には大阪の子ども達が大阪の大学生と一緒にやっていかなければならないと思います。一緒に皆でやっていけたらと思います。是非とも参加して頂ければと思います。それでは以上で本日の議事を終了しますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局　　竹内部会長、長時間議事を進行して頂きましてありがとうございました。次回の特別部会は、平成２８年１月２６日火曜日の１６時からこの審議会室で開催させて頂きますのでご出席の方よろしくお願いいたします。それではこれをもちまして第１回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を終了させて頂きます。本日はどうもありがとうございました。